

今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）

1. 今期の消費者教育推進会議での検討事項

- (1) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の見直しに向けた論点整理
- ・平成 29 年 6 月までに、基本方針の見直しに向けた論点を整理。
- (2) 社会情勢等の変化に対応した課題
- ①学校における消費者教育の充実方策について
 - ②若年者への消費者教育（成年年齢引下げに向けた環境整備）の充実
 - ③消費者市民社会の形成への参画の重要性の理解促進
 - ④高齢者等への対応
 - ⑤関係者との連携・協働

2. 当面の検討事項（今後 1 年を目途）

- (1) 基本方針の見直しに向けた論点整理
- ① 国における消費者教育及び消費生活に関連する教育の施策の実施状況の把握
 - ・消費者教育、環境教育、食育、国際理解教育、金融経済教育、法教育等について関係省庁等よりヒアリング
 - ② 都道府県・市町村における施策の実施状況の把握
 - ・都道府県・市町村が策定する「消費者教育推進計画」等を基に、ヒアリング等を行い、都道府県・市町村の施策の実施状況の調査、分析、評価。
 - ・先駆的プログラム実施自治体に対するヒアリング（→平成 28 年 4 月以降順次実施）
 - ③ その他関係者の実施状況把握
 - ・消費者団体、事業者・事業者団体、見守りネットワーク関係者などからのヒアリング

(2) 学校における消費者教育の充実方策について

- ・学校における消費者教育の充実方策について幅広く検討を行う。

(3) 若年者への消費者教育（成年年齢引下げに向けた環境整備）の充実 （WT①を開催→推進会議へ報告・議論）

- ・最低限理解すべき契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任等の指導の充実を図るための教材等についての検討。
- ・若年者向け教材等を作成
- ・教材等活用方法の検討

(4) 消費者市民社会の形成への参画の重要性の理解促進 （WT②を設置→推進会議へ報告・議論）

- ・消費者市民社会の理解促進方策の検討
- ・推進会議委員の地方におけるイベント等への参加
- ・大学生等の消費者教育の担い手としての活躍方法の検討

3. WTの活動について

(1) 若年者の消費者教育に関するWT

<作業内容>

- ① 若年者向け消費者教育・啓発教材を作成（平成28年5月末まで）
- ② 同教材を使ったモデル授業の録画・消費者教育ポータルサイトへの掲載など

(2) 消費者市民社会普及WT

<作業内容>

- ① 消費者市民社会の周知（イベントなど）
- ② 大学生等の消費者教育の担い手としての活躍方法の検討 など